

労働安全衛生法等に基づく各種健康診断 一覧表

労働安全衛生規則による一般健康診断

[雇入時/一般定期健康診断]

対象業務	関係法令	対象疾病・症状等	検査内容等			健診項目の省略
			検査	調査	時期	
(常時使用する労働者)	安衛法第66条第1項 安衛則第43条・第44条	—	1. 自覚症状・他覚症状の有無 2. 身長、体重、腹囲、視力聴力(オーディオメーターによる1,000Hz・4,000Hz)の検査 3. 胸部X線検査(間接撮影)、喀痰検査 4. 血圧の測定 5. 貧血(赤血球数、血色素量) 6. 肝機能検査(GOT、GPT、γ-GPT) 7. 血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド) 8. 血糖検査 9. 尿検査(尿中の糖・蛋白の有無) 10. (安静時)心電図検査	1. 既往歴 2. 業務歴	雇入時 1年以内毎に1回	【雇入時】 1.健康診断を受けた後、3ヶ月を経過しない者を雇用する場合で、当該健診結果証明書を提出したときは、当該健診項目 2.健診実施年度(4/1~3/31)に満15歳以下の年齢になる者で、学校保健法第4条、6条の健診受診者又は受診予定者は健康診断を省略できる ただし、卒業者は除く 3.年度(4/1~3/31)に満15歳以下の年齢になる者で、上記以外の者は、 医師の判断により 健診項目の全部又は一部が省略できる 【定期】 1.上記2及び3と同様 2.下記項目の省略条件に合致する者は、 医師の判断により 当該項目を省略できる ① 身長 20歳以上の者 ② 胸部エックス線検査(40歳未満で下記のいずれにも該当しない者) i 20歳、25歳、30歳、35歳の者 ii 感染症法で結核定期健康診断の対象とされている施設(学校(幼稚園除く)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、特定社会福祉施設)で就労している者 iii じん肺法で1回/3年のじん肺健康診断の対象者 ③ 喀痰検査 胸部エックス線検査によって i 病変が発見されない ii 結核発病のおそれがないと診断された者 iii 上記②と同様 ④ 貧血・肝機能・血中脂質・血糖・心電図検査 40歳未満の者 (※35歳の者を除く) ⑤ 腹囲の測定 ・40歳未満の者 (※35歳の者を除く) ・妊娠中の女性その他の者で、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの ・BMIが20未満の者 ・自ら腹囲を測定し、その値を申告した者(BMIが22未満の者のみ)

〔特定業務健康診断〕

対象業務	関係法令	対象疾病・症状等	検査内容等			健診項目の省略
			検査	調査	時期	
(特定業務 従事労働者) 参考 (特定業務従事者) (労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務) イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務 ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務 ハ ラジウム放射線、エックス線その他有害放射線にさらされる業務 ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務 ホ 異常気圧下における業務 ヘ さく岩機、鋸打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務 ト 重量物の取扱い等重激な業務 チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務 リ 坑内における業務 ヌ 深夜業を含む業務 ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務 ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務 ワ 病原体によって汚染のおそれが著しい業務 カ その他厚生労働大臣が定める業務	安衛法第66条第1項 安衛則第45条	—	1. 自覚症状・他覚症状の有無 2. 身長、体重、腹囲、視力聴力(オーディオメーターによる1,000Hz・4,000Hz)の検査 3. 胸部X線検査(間接撮影)、喀痰検査 4. 血圧の測定 5. 貧血(赤血球数、血色素量) 6. 肝機能検査(GOT、GPT、γ-GPT) 7. 血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド) 8. 血糖検査 9. 尿検査(尿中の糖・蛋白の有無) 10. (安静時)心電図検査	1. 既往歴 2. 業務歴	配置替え時 6か月以内毎に1回	定期健診と同様のほか下記による ・胸部X線検査は年1回 ・貧血、肝機能、血中脂質、血糖、心電図検査については、前回(6ヶ月以内)その検査を行った場合は、全部または一部について医師の判断により年1回に省略できる

〔海外派遣労働者・健康診断〕

対象業務	関係法令	対象疾病・症状等	検査内容等			健診項目の省略
			検査	調査	時期	
(6か月以上海外に 派遣する労働者)	安衛法第66条第1項 安衛則第45条の2	—	1. 自覚症状・他覚症状の有無 2. 身長、体重、腹囲、視力聴力(オーディオメーターによる1,000Hz・4,000Hz)の検査 3. 胸部X線検査(間接撮影)、喀痰検査 4. 血圧の測定 5. 貧血(赤血球数、血色素量) 6. 肝機能検査(GOT、GPT、γ-GPT) 7. 血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド) 8. 血糖検査 9. 尿検査(尿中の糖・蛋白の有無) 10. (安静時)心電図検査 付加 検 診 [医師が必要と認めるときはさらに以下→右→一覧表 参照] ① 胃部X線検査 ② 腹部超音波検査 ③ 血中の尿酸の量の検査 ④ B型肝炎ウィルス抗体検査 ⑤ ABO式及びRh式の血液型検査(派遣前に限る) ⑥ 糞便塗抹検査(帰国時に限る)	1. 既往歴 2. 業務歴	海外に派遣する前 帰国させ、国内の業務に就かせるとき	下記項目の省略条件に合致する者は、 医師の判断により 当該項目を省略できる 1. 身長 20歳以上の者 2. 喀痰検査 胸部エックス線検査によって ① 病変が発見されない者 ② 結核発病のおそれがないと診断された者
				派遣前	① 腹部画像検査 ② 血液中の尿酸の量の検査 ③ B型肝炎ウィルス抗体検査 ④ ABO 式及び Rh 式血液検査	
				帰国後	① 腹部画像検査 ② 血液中の尿酸の量の検査 ③ B型肝炎ウィルス抗体検査 ④ 糞便塗抹検査	

〔給食従事者の検便〕

対象業務	関係法令	対象疾病・症状等	検査内容等			健診項目の省略
			検査	調査	時期	
(事業場付属の食堂・炊事場での給食業務に従事する労働者)	安衛法第66条第1項 安衛則第47条	—	検便による健康診断 (伝染病保菌者発見のための細菌学的検査)		雇入れの際 当該業務への配置替えの際	定めなし

〔歯科医師による健康診断〕

対象業務	関係法令	対象疾病・症状等	検査内容等			健診項目の省略
			検査	調査	時期	
(塩酸・硝酸・硫酸・亜硫酸・弗化水素・黄りん等のガス等を発散する場所における業務に従事する労働者)	安衛法第66条第1項 安衛則第48条	歯牙酸蝕症、口内炎、歯肉の異常など	歯と支持組織の異常の有無の検査 (特殊歯科健診、口腔内写真撮影等)		雇入れの際 当該業務への配置替えの際 定期 - 6か月毎に1回	定めなし

〔深夜業務従事労働者の自発的健康診断〕

対象業務	関係法令	対象疾病・症状等	検査内容等			健診項目の省略
			検査	調査	時期	
深夜業務に従事(6か月平均で4回/月以上の深夜業務に従事)する労働者で、自らの健康に不安を持ち、次回の特定業務従事者の健康診断実施を待てない労働者)	安衛法第66条の2 安衛則第50条の2～4	—	1. 自覚症状・他覚症状の有無 2. 身長、体重、腹囲、視力聴力(オーディオメーターによる1,000Hz・4,000Hz)の検査 3. 胸部X線検査(間接撮影)、喀痰検査 4. 血圧の測定 5. 貧血(赤血球数、血色素量) 6. 肝機能検査(GOT、GPT、γ-GPT) 7. 血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド) 8. 血糖検査 9. 尿検査(尿中の糖・蛋白の有無) 10. (安静時)心電図検査	1. 既往歴 2. 業務歴	労働者の自己判断	定期健康診断に準じる

雇入時健診・定期健診・特定業務健診の健診項目の省略基準は [別表1](#) も参照のこと。

じん肺法による健康診断

対象業務	関係法令	対象疾病・症状等	検査内容等			健診項目の省略
			検査	調査	時期	
粉じん作業 (じん肺法施行規則別表)	じん肺法第3条、第7条～第9条の2 同法・施行規則第4条～第12条	じん肺、けい肺、石綿肺 その他のじん肺 〔合併症〕 肺結核、結核性胸膜炎 続発性気管支炎 続発性気管支拡張症 続発性気胸 原発性肺がん など	胸部X線写真(直接撮影)検査 付加 検診 [X線検査で所見なしと診断された者以外] 1.胸部臨床検査 1)既往歴の調査 2)胸部の自覚・他覚症状の有無の検査 2.肺機能検査 1)スパイロメトリー及びフローボリューム曲線による検査 2)動脈血ガスを分析する検査 [X線検査、上記の検査でじん肺の所見ありと診断され、肺結核の所見又は疑いがあると診断された者]→結核精密検査 ① 結核菌検査 ② X線特殊撮影による検査 ③ 赤血球沈降速度検査 ④ ツベルクリン反応検査 [X線検査、上記 胸部臨床検査・肺機能検査でじん肺の所見ありと診断され、肺結核以外の合併症の疑いがあると診断された者] 合併症に関する検査 i) 結核菌検査 ii) たんに関する検査 (喀痰細胞診) iii) X線特殊撮影による検査 (胸部らせんCT検査)	粉じん作業職歴	1.就業時 2.定期 管理1…3年以内毎 管理2・3…1年以内毎 3.過去従事者 管理2…3年以内毎 管理3…1年以内毎 4.定期外 1)合併症で1年を超えて療養した者が療養を要しなくなったと診断されたとき 2)安衛則による健診でじん肺の所見又はその疑いがあったとき 5.離職時	【就業時】 新たに粉じん作業に従事することとなった日を基準に下記に該当する者 1.上記日前に常時粉じん作業に従事すべき職業に従事していなかった労働者 2.上記日前1年以内にじん肺健診を受け、じん肺の所見なしと診断、またはじん肺管理区分が管理1と決定された労働者 3.上記日前6ヶ月以内にじん肺健診を受け、じん肺管理区分が管理3口と決定された労働者 【就業時・定期・定期外・離職時】 1.就業時・定期・定期外・離職時じん肺健診実施前3ヶ月以内に左記の検査の全部又は一部を行ったとき 2.就業時・定期・定期外・離職時じん肺健診実施前3ヶ月以内に左記の検査を受け、当該検査に係るX線写真、検査結果証明書を事業者へ提出した場合、当該検査に相当するじん肺健診の一部 【定期外】 左記対象者4の場合で、定期外健診を行う場合、下記の項目を省略できる 1.職歴調査 2.X線写真による検査 3.胸部臨床検査 4.肺機能検査 5.結核精密検査 6.結核菌検査

実施時期に関する再整理			
種類	対象		実施時期
【就業時】 (じん肺法第7条)	新たに粉じん業務に常時従事することとなった労働者		就業時
【定期】 (じん肺法第8条)	常時粉じん作業に従事している労働者	じん肺管理区分 1 じん肺管理区分 2・3	3年以内ごとに1回 1年以内ごとに1回
	過去に常時粉じん作業に従事し、現在は粉じん作業以外の業務に常時従事している労働者	じん肺管理区分 2・3 じん肺管理区分 3	3年以内ごとに1回 1年以内ごとに1回
【定期外】 (じん肺法第9条)	1. 常時粉じん作業に従事している労働者で、一般健診・特殊健診で、じん肺の所見または疑いがあると診断されたとき 2. 合併症により1年を超えて療養休業した労働者で、医師から療養のための休業が必要ないと診断されたとき 3. 合併症により1年を超えて療養した労働者で、医師から療養の必要がないと診断されたとき 4. 過去に常時粉じん作業に従事し、現在は粉じん作業以外の業務に従事している労働者で、じん肺管理区分が管理2であり、一般健診で肺がんにかかっている疑いがあると診断されたとき		遅滞なく
【離職時】 (じん肺法第9条の2)	下記の労働者で、離職日まで引き続き1年を超えて使用していたもの		離職時に 離職労働者からの 求めによる
	1. 常時粉じん作業に従事する労働者で、じん肺管理区分が管理1～3のもの	2. 過去に常時粉じん作業に従事し、現在は粉じん作業以外の業務に常時従事している労働者で、じん肺管理区分が管理2・3であるもの	

石綿障害予防規則による健康診断

対象業務	関係法令	対象疾病・症状等	検査内容等			健診項目の省略
			検査	調査	時期	
石綿等取扱い業務等 (安衛法施行令第22条第1項第3号)	現従事者 安衛法第66条第2項前段 施行令第22条第1項第3号 石綿則第40条第1項 過去従事者 安衛法第66条第2項後段 施行令第22条第1項第3号 石綿則第40条第2項	石綿肺 肺がん 中皮腫 良性石綿胸水 びまん性胸膜肥厚	1. 石綿によるせき・たん・息切れ・胸痛等の他覚症状・自覚症状の既応歴の有無の検査	業務歴	1. 雇入時 2. 配置替え時 3. 定期 - 6月以内毎に1回 4. 過去従事者 6月以内毎に1回	定めなし
			2. せき・たん・息切れ・胸痛等の他覚症状・自覚症状の有無 3. 胸部X線写真(直接撮影)検査			
			付加 検診			
			[他覚症状・自覚症状があるほか、異常の疑いがある者]	[他覚症状・自覚症状があるほか、異常の疑いがある者]		
			[胸部X線直接撮影検査の結果、異常な陰影(石綿肺による線維増殖性の変化によるものは除く)があり、医師が必要と認める場合]			
			特殊なX線撮影による検査、喀痰細胞診又は気管支鏡検査	作業条件の調査		

有機溶剤中毒予防規則による健康診断

対象業務	関係法令	対象疾病・症状等	検査内容等			健診項目の省略
			検査	調査	時期	
有機溶剤業務 (安衛法施行令第22条第1項第6号)	安衛法第66条第2項前段 施行令第22条第1項第6号 有機則第29条 第2項・第3項・第5項	皮膚障害 眼、呼吸器粘膜への刺激 意識障害、精神障害 末梢・自律神経障害 麻酔性作用、多発神経炎 肝障害、細尿管障害 貧血 白血球核形左方移動 網膜細動脈瘤 腎硬化症 など	① 有機溶剤による自覚症状又は他覚症状として通常認められる症状の有無	① 業務歴 ② 有機溶剤による健康障害の既往歴、自覚・他覚症状の既往歴 ③ 有機則・別表下欄の尿中代謝物の既往の検査結果 ④ 尿中蛋白、有機則・別表下欄の尿中代謝物以外の項目、貧血検査・腎機能検査・神経内科学的検査の既往の異常所見の有無	1. 雇入時 2. 配置替え時 3. 定期 - 6月以内毎に1回	前回の健康診断(定期に限る)で、有機則・別表(本ファイル別表2・別表3)の検査項目の健康診断を受けた者については、医師の判断により当該項目を省略できる。
			② 尿中の蛋白の有無 ③ 有機則・別表で指定がある物質に関しては [別表2] の肝機能検査・貧血検査・眼底検査			
			④ 有機則・別表で指定がある物質に関しては [別表3] の尿中の代謝物の量の検査			
			付加 検診			
			[医師が必要と認める場合]			
			1. 作業条件の調査 2. 貧血検査 3. 肝機能検査 4. 腎機能検査(尿中の蛋白の有無の検査は除く) 5. 神経内科学的検査			
			[2~4→[別表4]]			

特定化学物質障害予防規則による健康診断

対象業務	関係法令	対象疾病・症状等	検査内容等			健診項目の省略
			検査	調査	時期	
特定化学物質業務 (安衛法施行令第22条第1項第3号)	現従事者 安衛法第66条第2項前段 施行令第22条第1項第3号 特化則第39条 第1項・第3項 過去従事者 安衛法第66条第2項後段 施行令第22条第1項第3号 特化則第39条 第2項・第3項	(省略)	[別表5]	[別表6]	1. 雇入時 2. 配置替え時 3. 定期 - 6月以内毎に1回 4. 過去従事者 特化則・別表第3の中欄の指定期間毎	定めなし
			のとおり			
			付加 検診			
			[(シアン化カリウム、シアン化水素、シアン化ナトリウムに関する上記・健診を除き)他覚症状が認められる者、自覚症状を訴える者 その他異常の疑いがある者で、医師が必要と認める場合]			
			(特化則・別表第4)の右欄に掲げる項目 → [別表7]			

高気圧作業安全衛生規則による健康診断

対象業務	関係法令	対象疾病・症状等	検査内容等			健診項目の省略
			検査	調査	時期	
高圧室内業務 潜水業務 (安衛法施行令第6条第1号、第20条第9号、第22条第1項第1号)	安衛法第66条第2項前段 施行令第22条第1項第1号 高圧則第38条 第1項・第2項	潜函病 難聴 中耳炎 副鼻腔炎	① 関節・腰・下肢等の痛み、耳鳴り等の自覚・他覚症状の有無の検査 ② 四肢の運動機能の検査 ③ 鼓膜及び聴力の検査 ④ 血圧の測定、尿中の糖・蛋白の有無の検査 ⑤ 肺活量の検査 付加 検診 [医師が必要と認める場合] 1.作業条件調査 2.肺換気機能検査 3.心電図検査 4.関節部のX線直接撮影検査	① 既往歴、高気圧業務歴	1.雇入時 2.配置替え時 3.定期 - 6月以内毎に1回	定めなし

鉛中毒予防規則による健康診断

対象業務	関係法令	対象疾病・症状等	検査内容等			健診項目の省略
			検査	調査	時期	
鉛業務 (安衛法施行令第22条第1項第4号)	安衛法第66条第2項前段 施行令第22条第1項第4号 鉛則第53条 第1項～第3項	造血系障害 末梢神経障害 腎機能障害	① 鉛による自覚・他覚症状の検査 ② 血液中の鉛の量の検査 ③ 尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査 付加 検診 [医師が必要と認める場合] 1.作業条件調査 2.貧血検査(血色素量、赤血球数、ヘマトクリット値、網状赤血球数等) 3.赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査 4.神経内科学的検査(筋力検査、運動機能検査、腱反射の検査、感覚検査等)	① 業務歴の調査 ② 鉛による自覚・他覚症状の既往歴、既往の血液中の鉛の量と尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査に関する調査	1.雇入時 2.配置替え時 3.定期 - 6月以内毎に1回 (自然換気が不十分な場所でははんだ付け・絵付け等は1年以内毎に1回)	前回の健康診断(定期に限る)で、下記・項目の健康診断を受けた者については、医師の判断により当該項目を省略できる。 1. 血液中の鉛量検査 2. 尿中のデルタアミノレブリン酸検査

四アルキル鉛中毒予防規則による健康診断

対象業務	関係法令	対象疾病・症状等	検査内容等			健診項目の省略
			検査	調査	時期	
四アルキル鉛等業務 (安衛法施行令第22条第1項第5号)	安衛法第66条第2項前段 施行令第22条第1項第5号 四アル則第22条	中枢神経障害	① いらいら、不眠、悪夢、食欲不振、顔面蒼白、倦怠感、盗汗、頭痛、振顫、四肢の腱反射亢進、悪心、嘔吐、腹痛、不安、興奮、記憶障害その他の神経症状・精神症状の有無の検査 ② 血圧の測定 ③ 血色素量又は全血比重の検査 ④ 好塩基点赤血球又は尿中のコプロポフィリンの検査		1.雇入時 2.配置替え時 3.定期 - 3月以内毎に1回	定めなし

電離放射線障害防止規則による健康診断

対象業務	関係法令	対象疾病・症状等	検査内容等			健診項目の省略
			検査	調査	時期	
放射線業務 (安衛法施行令第22条第1項第2号、施行令別表第2)	安衛法第66条第2項前段 施行令第22条第1項第2号 施行令 別表第2 電離則第56条第1項	白血病 その他の悪性腫瘍 急性放射線症 造血臓器障害 生殖腺障害 皮膚障害、胎児障害 遺伝子突然変異 染色体異常	① 白血球数・白血球百分率の検査 ② 赤血球数の検査、血色素量又はヘマトクリット値の検査 ③ 白内障に関する眼の検査 ④ 皮膚の検査	被ばく歴の有無(被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容・期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無 その他放射線被ばくに関する事項)の調査と評価	1.雇入時 2.配置替え時 3.定期 - 6月以内毎に1回	【雇入時・配置替時】 線源により 白内障検査 【定期】 医師の判断により、下記項目の全部又は一部の省略可 1. 白血球数・白血球百分率の検査 2. 赤血球数の検査、血色素量又はヘマトクリット値の検査 3. 白内障検査 4. 皮膚検査

除染電離則(※)による健康診断

※ 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

対象業務	関係法令	対象疾病・症状等	検査内容等			健診項目の省略
			検査	調査	時期	
除染等業務 (除染電離則第2条第7項)	安衛法第66条第2項前段 除染電離則第20条第1項	白血病 その他の悪性腫瘍 急性放射線症 造血臓器障害 生殖腺障害 皮膚障害、胎児障害 遺伝子突然変異 染色体異常	① 白血球数・白血球百分率の検査 ② 赤血球数の検査、血色素量又はヘマトクリット値の検査 ③ 白内障に関する眼の検査 ④ 皮膚の検査	被ばく歴の有無(被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容・期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無 その他放射線被ばくに関する事項)の調査と評価	1.雇入時 2.配置替え時 3.定期 - 6月以内毎に1回	【雇入時・配置替時・定期】 健康診断を行おうとする日の属する年の前年1年間に受けた実効線量が5ミリシーベルトを超えず、当該健康診断を行おうとする日の属する1年間に受ける実効線量が5ミリシーベルトを超えるおそれのない者で、医師が必要ないと認めたときは、左記①～④の省略可

※ 行政指導による健康診断の内、通達等で実施時期が明示されているのは
 「チェーンソーの取扱い業務」「振動工具(チェーンソー等を除く)取扱い等の業務」「騒音発生場所の業務」
 「重量物の取扱いや介護作業等、腰部に著しい負担のかかる業務」「VDT関連業務」
 だけだが
 1) VDT作業を除けば、昭和49年以降の通達や各指針をみると、特殊健診の実施時期を「雇入れの際、当該業務への配置替えの際及び6月以内ごとに1回」と示達しているケースが殆どであること
 2) 基発第939号(昭38・8・19)による「紫外線、赤外線にさらされる業務」の特殊健診における 検査項目〔眼の障害(の有無)〕、検査方法(視診)からすると、一般定期健康診断と同時に実施することが可能であり、その際の実施が望ましいと考えられることから
 A) 少なくとも、一般定期健康診断等と同じタイミング(雇入れ時、その後は毎年1回、定期的に)で実施されることが望ましく
 B) さらに、実施時期が明示されている業務の健康診断に準じ、また労働安全衛生規則第13条・第45条の適用を受ける特定業務と同様に、「雇入れの際」「当該業務への配置替えの際」及び「6月以内ごとに1回」実施されることが、より望ましい。

〔神奈川県産業保健推進センター(神奈川県産業保健総合支援センター) 神奈川さんぽメールマガジン 2012年6月5日 第52号 から〕

対象業務	関係通達	対象疾病・症状等	検査内容等			健診項目の省略
			検査	調査	時期	
紫外線 赤外線	昭31・5・18 基発第308号	前眼部障害 皮膚障害 網膜熱傷、白内障 皮膚障害	視診による眼の障害の検査	業務歴・既往歴	1. 配置替え時 2. 定期 - 1年以内毎に1回	定めなし
騒音	平4・10・1 基発第546号	難聴	① 自覚・他覚症状の有無 ② 雇入れ時・配置替え時 オーディオメーターによる 250、500、1000、2000、4000、 8000Hzにおける聴力の検査 (気導純音聴カレベル測定法による) ② 定期(6月以内毎に1回) オーディオメーターによる 1000、4000Hzにおける聴力 (気導純音聴カレベル測定法による) 付加 検診 [医師が必要と認めた場合] 1.オーディオメーターによる 250、500、1000、2000、4000、 8000Hzにおける聴力(気導純 音聴カレベル測定法による) 2.その他医師が必要と認める 検査 ↑ 医師による健康診断として	業務歴・既往歴	1.雇入れ時 2.配置替え時 3.定期 - 6月以内毎に1回	定めなし
マンガン化合物 (塩基性酸化マン ガンに限る)	昭31・5・18 基発第308号	中枢神経性急性刺激症状 言語障害 歩行障害 振せん	① 視診による四肢、特に指 の振せん小書症、突進症等 の検査 ② 握力、背筋力の検査	業務歴・既往歴	1. 配置替え時 2. 定期 - 1年以内毎に1回	定めなし
黄燐又は燐化合物	昭31・5・18 基発第308号	歯痛 皮膚障害 肝障害 顎骨壊死	X線撮影による顎骨の変化に ついての検査	業務歴・既往歴	1. 配置替え時 2. 定期 - 1年以内毎に1回	定めなし
有機りん剤	昭31・5・18 基発第308号	中枢神経性急性刺激症状 精神・神経障害 運動神経障害 自律神経障害	① 血清コリンエステラーゼ活 性値の検査 ② 問診・視診による多汗、縮 瞳眼瞼・顔面の筋繊維性攣 縮についての検査	業務歴・既往歴	1. 配置替え時 2. 定期 - 1年以内毎に1回	定めなし
亜硫酸ガス (二酸化硫黄)	昭31・5・18 基発第308号	前眼部障害 気道障害	1.視診による歯牙の検査 2.問診による消化器系障害の 検査	業務歴・既往歴	1. 配置替え時 2. 定期 - 1年以内毎に1回	定めなし

対象業務	関係通達	対象疾病・症状等	検査内容等			健診項目の省略
			検査	調査	時期	
二硫化炭素 (有機溶剤にかかるものを除く) 具体的には、以下の業務が対象 (イ) 二硫化炭素を製造する工程において、反応路へ原料を投入し又は汲出しする場所における作業 (ロ) 人絹、スフを製造する工程において、紡糸を行う作業 (ハ) セロファンを製造する工程において、製膜する作業	昭31・5・18 基発第308号 昭45・8・7 基発第572号	中枢神経性急性刺激症状 神経障害	1. 問診による頭重、頭痛、めまい、焦そう感、下肢のけん怠またはしびれ感、食欲不振等、胃の異常症状、眼の痛み、神経痛等の自覚症状の有無の検査 2. ロンベルグ症候、足クローヌスまたは手指の振せんの有無の検査 3. 全血比重、血色素量、ヘマトクリット値又は網状赤血球数 4. 尿中のウロビリノーゲン、蛋白又は糖の有無 付加 検 診 上記1次健診で異常が認められた場合(医師が不要と認めた場合を除く) 1. 点状角膜炎の有無(眼の異常を訴えた者に限る) 2. 糖尿病性初期網膜症に酷似した眼底の微細動脈瘤又は点状出血の検査 3. 尿沈渣もしくは濃縮試験又はPSP試験による腎機能検査(尿中蛋白陽性者に限る) 4. 上記のほか労災認定基準に掲げる検査	業務歴・既往歴	1. 配置替え時 2. 定期 - 1年以内毎に1回	定め なし
ベンゼンのニトロ アミド化合物	昭31・5・18 基発第308号	チアノーゼ	1. 血液比重 2. 尿中のウロビリノーゲン、コプロポルフィリン及び糖 3. チアノーゼの有無	業務歴・既往歴	1. 配置替え時 2. 定期 - 1年以内毎に1回	定め なし
脂肪族の塩化又は臭化炭化水素 (有機溶剤を除く)	昭31・5・18 基発第308号 昭45・8・7 基発第572号	中枢神経性急性刺激症状 神経障害	[昭31・5・18 基発第308号による] 1. 血圧 2. 白血球数 3. 血液比重 4. ウロビリノーゲン及び蛋白 5. 複視(問診による) 6. 疲労感、めまい、吐き気(問診による) [昭45・8・7 基発第572号による] ① 頭痛、めまい、階段が昇りにくい、手の痺れ、眼がかすむ、複視、もの忘れ、悪心、嘔吐、歩行失調、発語異常、手指の振せん、間代性痙攣、てんかん様発作、皮膚の変化等の自・他覚症状の有無 付加 検 診 [自・他覚症状がある場合] i) 視覚、視野検査 ii) 運動神経検査 iii) 精神障害検査等の精神神経症状の検査 iv) その他 医師が必要と認める検査	業務歴・既往歴 職歴調査	1. 配置替え時 2. 定期 - 1年以内毎に1回	定め なし
砒素またはその化合物(アルシン又は砒化カリウムに限る)	昭34・5・14 基発第359号	上気道障害 皮膚障害	1. 視診による鼻炎、潰瘍、鼻中、隔穿孔等 2. 視診による皮膚の障害 3. 血液比重 4. 尿中のウロビリノーゲン		1. 配置替え時 2. 定期 - 1年以内毎に1回	定め なし

対象業務	関係通達	対象疾病・症状等	検査内容等			健診項目の省略
			検査	調査	時期	
フェニル水銀化合物	昭40・5・12 基発第518号	神経障害 腎障害	1.口内炎、手指の振せん、不眠、頭痛、精神不安定 2.皮膚の変化 3.体重測定 4.尿中蛋白		1. 配置替え時 2. 定期 - 1年以内毎に1回	定めなし
			付加 検診			
			[i)自覚症状に異常、ii)皮膚に障害、iii)体重減少が顕著、iv)尿中の蛋白が陽性 である場合]			
			① 尿中の水銀量検査 ② 腎機能検査 ③ 神経精神医学的検査	職歴調査		
アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基であるものを除く)	昭40・5・12 基発第518号	四肢の末端もしくは口囲の知覚障害 視野障害、運動失調 平衡障害、構語障害 聴力障害	1.口唇、四肢部の知覚異常、頭重、頭痛、関節痛、睡眠異常、抑うつ感、不安感、歩行失調 2.皮膚の変化 3.体重測定		1. 配置替え時 2. 定期 - 1年以内毎に1回	定めなし
			付加 検診			
			[i)自覚症状に異常、ii)皮膚に障害、iii)体重減少が顕著 である場合]			
			① 尿中の水銀量検査 ② 視野の検査 ③ 聴力の検査 ④ 神経精神医学的検査 ⑤ 筋電図及び脳波検査	職歴調査		
クロルナフタリン	昭40・5・12 基発第518号	皮膚障害 肝障害	1.顔面、耳朶、項部、胸部、背部等のクロルアケネの有無 2.尿中ウロビリノーゲン		1. 配置替え時 2. 定期 - 1年以内毎に1回	定めなし
			付加 検診			
			[i)クロルアケネがある、ii)尿中のウロビリノーゲンが陽性である 場合]			
			① 血液中のクロル検査 ② 肝機能検査	職歴調査		
沃素	昭40・5・12 基発第518号	皮膚障害 前眼部障害 気道障害	1.流涙、眼痛、結膜充血、咳嗽、鼻汁過多、咽頭痛、鼻炎、頭痛、めまい 2.皮膚の変化 3.心悸亢進、甲状腺肥大、眼球突出、手指の振せん、発汗、体重減少、神経系の一時的興奮等バセドウ氏病様所見の有無		1. 配置替え時 2. 定期 - 1年以内毎に1回	定めなし
			付加 検診			
			[i)自・他覚症状に異常、ii)皮膚に障害、iii)バセドウ病様所見がある 場合]			
			① 甲状腺機能検査	職歴調査		

対象業務	関係通達	対象疾病・症状等	検査内容等			健診項目の省略
			検査	調査	時期	
米杉・ネズコ・リョ ウブ又はラワンの 粉じん等	昭45・1・7 基発第2号	アレルギー性鼻炎 気管支喘息 呼吸器疾患	1.咽頭痛、咽頭部違和感、咳 嗽、喀痰、喘鳴、息切れ、夜 間における呼吸困難等の自 覚症状についての問視診 2.前回の健康診断(就業時の 健康診断を含む)又は診察以 後における気管支ぜん息発 作の発生状況についての問 視診 3.眼、鼻、咽頭の粘膜のアレ ルギー性炎症等についての 問視診 4.胸部の聴打診 5.接触性皮膚炎、湿疹による 皮膚変化についての問視診		1.雇入時 2.配置替え時 3.定期 - 秋季及び冬季	定めなし
			付加検診			
			[1次健診結果から医師が異常を認めた場合]			
			1.胸部X線直接撮影 2.肺換気機能検査 3.喀痰及び血液中の好酸球 数の検査 4.木材エキスによる皮内反 応検査	職歴・作業実態の調査		
超音波溶着機	昭46・4・17 基発第326号	手指の組織壊死	1.不快感、頭痛、耳鳴、耳内 通、吐気、めまい等の自覚症 状の有無 2.思考障害、自律神経症状 等の精神神経症状の有無 3.手指等の皮ふの障害の有無	業務歴	1.初めて就業する時 2.定期 - 6月以内毎	定めなし
メチレンジフェニ ルイソシアネート [メチレンビスフェニル イソシアネート] (M.D.I)	昭40・5・12 基発第518号	皮膚障害 前眼部障害 上気道障害 喘息	1.頭重、頭痛、眼痛、鼻痛、 咽頭痛、咽頭部違和感、咳 嗽、喀痰、胸部圧迫感、息切 れ、胸痛、呼吸困難、全身倦 怠、体重減少、眼、鼻、咽頭 の粘膜の炎症 2.皮ふの変化 3.胸部理学的検査		1.配置替え時 2.定期 - 1年以内毎に1回	定めなし
			付加検診			
			[i)自覚症状に異常、ii)眼・鼻・咽頭に炎症、iii)皮膚に 発疹、iv)胸部理学的検査で異常呼吸音 がある場合]			
			① 現症に関する問視診 ② 胸部理学的検査 ③ 狭窄性換気機能検査 ④ 他の胸部慢性疾患が疑 わしい場合は、胸部X線直接 撮影 ⑤ その他 医師が必要と認 める(肝機能・腎機能等)検査	職歴調査		
フェーザーミル等 飼肥料製造	昭45・5・8 基発第360号 (特殊健診の指示なし)		医師の診断及び措置を 受けさせる		作業中、作業終了後 に激しい頭痛、眼痛、 咳、皮膚炎症等の症 状が出た場合	
クロルプロマジン 等フェノチアジン 系薬剤	昭45・12・12 基発第889号 (特殊健診の指示なし)		医師の診断及び措置を 受けさせる		皮膚障害がみられた 場合	

対象業務	関係通達	対象疾病・症状等	検査内容等			健診項目の省略
			検査	調査	時期	
キーパンチャー 金銭登録の業務	昭39・9・22 基発第1106号 昭48・3・30 基発第188号 昭48・12・22 基発第717号	手指痙攣 手指・前腕の腱と周囲の炎症 頸肩腕症候群	[配置前]		1.雇入時 2.配置替え時 3.定期 - 6月以内毎	定めなし
			1.性向検査	業務歴 既往歴		
			2.上肢、せき柱の形態及び機能検査			
			3.指機能検査 4.視機能検査 5.聴力検査			
[雇入時・配置替え時・定期]		① 問診 肩こり、背痛、腕痛、項部の張り、手のしびれ、手指の痛み、手の脱力感等の継続する自覚症状の有無 ② 視診・触診 ア) せき柱の変形と可動性の異常の有無、棘突起の圧痛・叩打痛の有無 イ) 指、手、腕の運動機能の異常及び運動痛の有無 ウ) 筋、腱、関節(頸・肩・背・手・指等)の圧痛、硬結及び腫張の有無 エ) 腕神経そうの圧痛及び上肢末梢循環障害の有無 オ) 土肢の知覚異常、筋・腱反射の異常の有無 ③ 握力の測定 ④ 視機能検査				
付加 検診						
[上記・健診の結果、医師が必要と認める場合]						
i) 末梢循環機能検査 ii) タッピング iii) 貧血検査(全血比重) iv) 頸椎X線検査 vi) 筋電図検査	(必要な場合) 精神的因子等の調査					
都市ガス配管工 事業務(一酸化炭素)	昭40・12・8 基発第1598号	一酸化炭素中毒 神経障害 循環器障害	【就業前・定期】 物忘れ、不眠、疲労、頭痛、めまい、視野の狭さく、その他の神経症状等、一酸化中毒を疑わしめる症状の有無及び程度 【随時】 物忘れ、不眠、疲労、頭痛、めまい等の症状を訴える場合は、職業歴、既往中毒歴を明らかにした文書を添えて、専門医の診断を受けさせる。	1.就業前 2.定期 - 1年以内毎	定めなし	
地下駐車場 (排気ガス)	昭46・3・18 基発第223号 (特殊健診の指示なし)	一酸化炭素中毒 神経障害 循環器障害	医師の診断及び措置を受けさせる	作業中、排気ガスによると思われる頭痛、めまい、はき気等の症状を訴える場合		

対象業務	関係通達	対象疾病・症状等	検査内容等			健診項目の省略
			検査	調査	時期	
チェンソー使用による身体に著しい振動を与える業務	昭45・2・28 基発第134号 昭48・10・18 基発第597号 昭48・11・2 基発第622号 昭50・10・20 基発第609号	末梢循環障害 末梢神経障害 運動器障害	1. 視診、触診 爪の変化、指の変化、皮膚の異常、骨・関節の変形・異常、上肢の運動機能の異常及び運動痛、筋萎縮、筋・神経そのの圧痛、触覚の異常、腱反射の異常など	1. 職歴 2. 自覚症状	1. 雇入時 2. 配置替え時 3. 定期 - 6月以内毎	定めなし
			2. 筋力、筋運動検査 瞬発握力および5回法による維持握力			
			3. 血圧検査(最大・最小)			
			4. 末梢循環機能検査 常温下における手指の皮膚温、爪圧迫テスト			
			5. 末梢神経機能検査 常温下における手指等の痛覚および振動覚			
			付加 検診			
			[上記・健診の結果、振動によると思われる症状が認められ、医師が必要と認める場合]			
			① 末梢循環機能検査 常温及び冷却負荷における手指の皮膚温及び爪圧迫テスト			
			② 末梢神経機能検査 常温及び冷却負荷における手指等の痛覚及び振動覚			
			③ 筋力、筋運動検査 ア) 60%法による維持握力 イ) 把み力 ウ) タッピング			
			[さらに医師が特に必要と認める場合]			
			i) 末梢循環機能検査 常温及び冷却負荷における指尖容積脈波			
			ii) 末梢神経機能検査 常温及び冷却負荷における手背等の温痛覚、冷痛覚			
			iii) 心電図又は負荷心電図			
			iv) X線検査(直接撮影) 実施時期:原則としてチェンソーを使用する作業に就業の際及び3年毎に1回 部位:両手関節及び両肘関節 (特に必要と認めるときは、これらの動態又は斜位及び頸椎、胸椎又は腰椎)			
			v) オージオメトリーによる聴力検査			

対象業務	関係通達	対象疾病・症状等	検査内容等			健診項目の省略	
			検査	調査	時期		
チェンソー以外の振動工具(さく岩機、チップングハンマー、スインググライダー等)	昭49・1・28 基発第45号 昭49・1・29 労働衛生課長内翰 昭50・10・20 基発第608号 昭50・10・20 基発第610号	末梢循環障害 末梢神経障害 運動器障害	<p>1. 問診</p> <p>① 手指のレイノー現象、手指の強ばり・痺れ・痛み等の異常、上肢の痛み・痺れ等の異常、手指・上肢の触覚・温冷覚・痛覚等の感覚の異常、手指・上肢の筋力および運動機能の異常、その他の症状の有無・程度・範囲等</p> <p>② 不眠・めまい・頭痛等の症状の有無</p> <p>③ 既往症の有無</p> <p>2. 視診、触診</p> <p>爪の異常、指及び手の皮ふ・骨又は関節の異常、上肢の運動機能の異常及び骨又は関節の異常並びに運動痛、筋萎縮、筋、神経そうの圧痛等並びに触覚、腱反射の異常等</p> <p>3. 握力検査</p> <p>4. 血圧検査</p> <p>5. 末梢循環機能検査</p> <p>常温における手指の爪圧迫テスト及び皮膚温</p> <p>6. 末梢神経機能検査</p> <p>常温における手指等の痛覚及び振動覚</p> <p>7. 手関節及び肘関節のX線検査</p> <p>(雇入れの際又は当該業務への配置替えの際に限る)</p>	<p>職歴等の調査</p> <p>① 使用工具の種類等</p> <p>工具の種類、型式および振動に関する仕様(毎分ストローク数、ピストンのストローク、研削といしの直径、毎分回転数、出力、重量、防振装置の有無等)</p> <p>② 作業の状況</p> <p>ア) 作業方法の具体的内容</p> <p>イ) 経験年数および取扱い時間</p> <p>1連続取り扱い時間、最近1月間における1日の最長取扱い時間及び平均取扱い時間並びに1月の取扱い日数等</p> <p>ウ) その他</p> <p>保護具の仕様状況、職場の温熱環境等</p>	<p>1. 雇入時</p> <p>2. 配置替え時</p> <p>3. 定期</p> <p>(1) 以下の工具使用業務は6月毎に1回(内1回は冬期)</p> <p>レッグ式さく岩機、チップングハンマー、リベッティングハンマー、コーキングハンマー、ピックハンマー、ハンドハンマー、ペビーハンマー、コンクリートプレーカー、スクレーピングハンマー、サンドランマー等の工具を取扱う業務</p> <p>(2) (1)以外の工具使用業務は1年毎に1回(冬期)</p>	定めなし	
			付加 検診				
			<p>[上記・健診の結果、振動によると思われる症状が認められ、医師が必要と認める場合]</p> <p>① 末梢循環機能検査</p> <p>常温及び冷却負荷における手指の爪圧迫テスト及び皮膚温</p> <p>② 末梢神経機能検査</p> <p>常温及び冷却負荷における手指等の痛覚及び振動覚</p> <p>③ 筋力、筋運動検査</p> <p>ア) 60%法による維持握力</p> <p>イ) つまみ力</p>				
			<p>[さらに医師が特に必要と認める場合]</p> <p>i) 末梢循環機能検査</p> <p>常温又は冷却負荷における指尖容積脈波</p> <p>ii) 末梢神経機能検査</p> <p>常温又は冷却負荷における手指の温痛覚、冷痛覚</p> <p>iii) 筋運動検査</p> <p>タッピング</p> <p>iii) 心電図又は負荷心電図</p> <p>iv) 手関節又は肘関節のX線検査</p> <p>(各種症状の状況、前回の健康診断の所見等からみて、特にこの検査が必要とされる場合に限る)</p>				

対象業務	関係通達	対象疾病・症状等	検査内容等			健診項目の省略	
			検査	調査	時期		
重量物取扱い作業、介護・看護作業等 腰部に著しい負担のかかる作業	平25・6・18 基発0618第1号	腰痛 下肢痛 下肢筋力減退 知覚障害	【配置前】			1. 配置替え時 - 配置直前 (再配置を含む) 2. 定期 - 6月以内毎	定めなし
			1. 自覚症状(腰痛、下肢痛、下肢筋力減退、知覚障害等)の有無の検査	1. 既往症(腰痛に関する病歴及びその経過) 2. 業務歴			
			2. 脊柱の検査 姿勢異常、脊柱の変形、脊柱の可動性及び疼痛、腰背筋の緊張及び圧痛、脊椎棘突起の圧痛等の検査				
			3. 神経学的検査 神経伸展試験、深部腱反射、知覚検査、筋萎縮等の検査				
			4. 脊柱機能検査 クラウス・ウェーバーテスト又はその変法(腹筋力、背筋力等の機能のテスト)				
			5. 画像診断・運動機能テスト等 (医師が必要と認める場合に限る)				
			【定期】				
			① 自覚症状(腰痛、下肢痛、下肢筋力減退、知覚障害等)の有無の検査	1. 既往症(腰痛に関する病歴及びその経過) 2. 業務歴			
			付加 検診				
			[定期健診の結果、医師が必要と認める場合]				
			i) 脊柱の検査 姿勢異常、脊柱の変形、脊柱の可動性及び疼痛、腰背筋の緊張及び圧痛、脊椎棘突起の圧痛等の検査				
			ii) 神経学的検査 神経伸展試験、深部腱反射、知覚検査、徒手筋力テスト、筋萎縮等の検査				
			iii) 画像診断・運動機能テスト等 (医師が必要と認める場合に限る)				

対象業務	関係通達	対象疾病・症状等	検査内容等			健診項目の省略
			検査	調査	時期	
引金付き工具	昭50・2・19 基発第94号	手指障害	1. 問診 肩こり、背痛、腕痛、項部の張り、手の痺れ、手・指の痛み、強ばり、腫れ及びしこり、手の脱力感、指の弾撥現象等の継続する自覚症状の有無 2. 視診、触診 ① せき柱の変形と可動性の異常の有無、棘突起圧痛、叩打痛の有無 ② 指、手、腕の運動機能の異常及び運動痛の有無 ③ 指の弾撥現象、軋音の有無 ④ 筋、腱、関節、(頸、肩、背、手、指等)の圧痛、硬結及び腫張の有無 ⑤ 腕神経そうの圧痛及び上肢末梢循環障害の有無 ⑥ 上肢の知覚異常、筋、腱反射の異常の有無 3. 握力の測定 4. 視機能検査	1. 業務歴 2. 既往症	1. 雇入時 2. 配置替え時 3. 定期 - 6月以内毎	定めなし
			付加 検診			
			[上記・健診の結果、医師が必要と認める場合]			
			必要な追加検査			

対象業務	関係通達	対象疾病・症状等	検査内容等			健診項目の省略	
			検査	調査	時期		
VDT作業	平14・4・5 基発第0405001号	視覚負担 筋骨格系(上肢) ストレス症状	【作業区分 A】			1.配置前 (再配置を含む) 2.定期 - 1年以内毎	一般定期健康診断実施時 にあわせて実施・可
			1. 眼科学的検査 ① 視力検査 i) 5m視力の検査 ii) 近見視力の検査 ② その他医師が必要と認める検査	1. 業務歴 2. 既往歴 3. 自覚症状の有無 (ア) 眼疲労を主とする視器に関する症状 (イ) 上肢、頸肩腕部及び腰背部を主とする筋骨格系の症状 (ウ) ストレスに関する症状			
			2. 筋骨格系に関する検査 ① 上肢の運動機能、圧痛点等の検査 ② その他医師が必要と認める検査				
			【作業区分 B】				
			[医師が必要と認めた場合]	1. 業務歴 2. 既往歴 3. 自覚症状の有無 (ア) 眼疲労を主とする視器に関する症状 (イ) 上肢、頸肩腕部及び腰背部を主とする筋骨格系の症状 (ウ) ストレスに関する症状			
			1. 眼科学的検査 ① 視力検査 i) 5m視力の検査 ii) 近見視力の検査 ② その他医師が必要と認める検査				
			2. 筋骨格系に関する検査 ① 上肢の運動機能、圧痛点等の検査 ② その他医師が必要と認める検査				
			【作業区分 C】				
			[自覚症状を訴える場合]	1. 業務歴 2. 既往歴 3. 自覚症状の有無 (ア) 眼疲労を主とする視器に関する症状 (イ) 上肢、頸肩腕部及び腰背部を主とする筋骨格系の症状 (ウ) ストレスに関する症状			
			1. 眼科学的検査 ① 視力検査 i) 5m視力の検査 ii) 近見視力の検査 ② その他医師が必要と認める検査				
			2. 筋骨格系に関する検査 ① 上肢の運動機能、圧痛点等の検査 ② その他医師が必要と認める検査				
レーザー機器を取扱う業務又はレーザー光線にさらされるおそれのある業務	昭61・1・27 基発第39号 平17・3・25 基発第0325002号	網膜火傷等 皮膚障害	【クラス 4】			1.雇入時 2.配置替え時	定めなし
			1. 視力検査 2. 前眼部(角膜、水晶体)検査 3. 眼底検査				
			【クラス 3B】				
			1. 視力検査 2. 前眼部(角膜、水晶体)検査				
			【クラス 3A】				
			1. 視力検査 2. 前眼部(角膜、水晶体)検査				